

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、観光、スポーツ及び都市間交流、建設に関する事項についてを議題といたします。

まず、(1)花咲スポーツ公園再整備基本構想(素案)について、理事者から報告願います。

○太田土木部長 花咲スポーツ公園再整備基本構想(素案)につきまして、初めに土木部から御説明をさせていただきます。

本日、資料を3点ほどお配りさせていただいておりますけれども、初めに、A4の1枚物の資料、花咲スポーツ公園再整備基本構想(素案)についてを御覧ください。

基本構想素案策定の目的についてでございますが、花咲スポーツ公園は北北海道におけるスポーツ拠点として利用されてございますが、施設の多くが設置から30年以上が経過し、老朽化対策が必要となっております。また、国が策定いたしましたスポーツ基本計画では、スポーツを通じた共生社会の実現や、スポーツによるまちづくりなどが施策として示されており、こうした状況を踏まえまして、高い水準の競技環境を維持しつつ、各競技団体からの要望や多様化するニーズに対応した公園全体の再整備の考え方を整理し、各施設における整備方針について取りまとめることを目的に作成したものでございます。

次に、今後のスケジュールといたしましては、本市の附属機関でございます緑の審議会やスポーツ推進審議会などにおきまして、本基本構想素案の内容について諮るほか、公園施設を利用しているスポーツ関係団体への説明会やヒアリングを実施した後、2月15日から3月15日の期間でパブリックコメントを実施し、広く市民や関係者からの意見を伺い、3月末をめどに本基本構想を策定する考えでございます。

次に、基本構想素案の概要について御説明をいたします。A3判の基本構想(素案・概要版)のほうを御覧ください。基本構想策定の目的と課題につきましては、今御説明したところでございますので、再整備に向けた基本的な考え方から御説明をさせていただきます。

まず、再整備に当たって考慮すべきポイントについてでございますが、全道大会などの規模の大きな大会の開催頻度が高い施設や、老朽化が著しく、使用に支障がある施設の優先的な施設更新の検討ですとか、スポーツ利用者だけでなく幅広い市民が楽しむことのできる施設となるよう、リニューアルや新たな施設の設置の検討、また、災害時の避難環境の整備の検討や、官民連携による財政負担の軽減と平準化の検討といったことを掲げてございます。

次に、公園内の各施設整備の今後の方向性につきましては、既存施設の機能維持と建て替えプラス、新たな機能導入の検討を2つの柱としてございます。既存施設の機能維持につきましては、施設の規模や機能をそのまま維持していく施設と、利用ニーズなどの変化により機能見直しを検討する施設に分類し、個別施設ごとに基本的な整備方針を検討するものとしてございます。また、建て替えと新たな機能導入検討施設につきましては、総合体育館の建て替えリニューアルに際し、例えば、防災機能強化などの新たな要素の追加を検討するものとしてございます。また、検討に際し、現在整備中の東光スポーツ公園につきましては、花咲スポーツ公園との整合性を図り、計画内容を

精査しながら事業を促進していく考えでございます。

土木部からの説明は以上でございます。

○菅原観光スポーツ交流部長 続きまして、観光スポーツ交流部から同じくA3の花咲スポーツ公園再整備基本構想（素案・概要版）の右側部分、新アリーナ基本構想について御説明いたします。

まず、現総合体育館の課題といたしまして、耐震基準を満たしていないことや、代替施設がないこと、スポーツ施設が不足していること、財源の確保などと整理しております。これを踏まえまして、方向性として、花咲スポーツ公園内に建て替えること、東光スポーツ公園の複合体育施設と併せて市民スポーツ推進の受皿とすること、多目的な用途に対応したプロフィットセンターを検討すること、災害時の防災拠点機能の強化を検討すること、整備コストの縮減や平準化等のための民間活力の活用を検討すること、花咲スポーツ公園全体を再整備の中心となる施設とすることとしております。

また、新アリーナの概要といたしましては、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室にて、市民利用以外にも全国規模の大会や興行等にも対応できる規模、機能が必要と考えております。

報告は以上でございます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

○高橋ひでとし委員 花咲スポーツ公園再整備基本構想について、質疑いたします。こちらの素案の冊子、4ページ目、官民連携による民間活力導入可能性の検討についてでございます。

まず、新たな要素の追加として、4ページ目には、屋内練習場という記載がございます。この屋内練習場というのは、具体的にはいかなるスポーツ分野の、どのような屋内練習場を想定しておられるのか。特に、旭川市におきましては、慶應義塾体育会野球部が現在合宿を継続しておりまして、これが市民に非常によい影響も及ぼしているものと考えられます。野球で使用することのできる屋内練習場という理解でよいのかどうか、御説明をお願いいたします。

○星土木部公園みどり課長 屋内練習場につきましては、野球やサッカー、テニスなど、冬期間に十分な練習場所が確保できなくなる屋外スポーツ選手たちが練習場所として利用するほか、屋内での軽スポーツの実施など、多くの市民が幅広い用途で使用できる施設を想定しております。

○高橋ひでとし委員 屋内練習場は野球でも使用できるということで、これは非常に期待できるものではないかと考えます。

次に、同じく商業施設等とありますが、どのような商業施設を想定しておられるのでしょうか、現時点で結構です。また、その等の中には、図書館など公共施設なども含まれるのかどうか、お示しください。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 商業施設等につきましては、図書館等、市が直接建設する公共施設というよりも、民間活力の活用により、例えば、カフェや子ども向けの施設など、民間事業者が建設、運営し、その利益の一部を公園管理に充てることで、公園管理費の軽減や公園のにぎわいづくりにつなげることなどを検討しようとするものでございます。これにつきましては、どういった種類の施設が想定されるのか、今後、民間事業者の意向等を確認する必要があると考えておりますので、そうした調査を踏まえ、整理していきたいと考えております。

○高橋ひでとし議員 図書館が含まれないというのは結構重要なことではないかと考えます。

次に、7ページ目にも同様に、民間活力の活用というものを明記され、さらに、9ページ目では、

P F I 導入可能性調査期間というのもあえて設定しておられます。本気で民間活力活用を考えられるのであれば、施設建設費につきましても同様に、民間活力導入を積極的に考慮すべきでありまして、例えば、冬のスポーツを中核に据えるスポーツ関連企業、ミズノとかデサントとか、そういうような企業と、施設の設計段階から、建設後の運用委託を見据えた連携を検討することも可能ではないかと考えられます。このような手法の検討状況及び今後の展望につきまして、担当部局の見解をお示しく下さい。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 素案におきましては、花咲アリーナの建設やアリーナを中心とした公園の整備に民間活力の導入の可能性を検討することとしております。施設建設の民間活力の導入では、他都市におきましても、P F I 法に基づくB T O方式、設計から建設までを民間事業者が行い、その後、所有権を市に移転し、管理運営は民間事業者が行う方式ですとか、B T + コンセッション方式、B T O方式の運営部分について、管理運営権を民間事業者に設定し、運営対価を市に払う方式など様々な方式があるものと理解しております。いずれの方式におきましても、事業の実施のためには民間事業者の参入が不可欠でございますので、今後、事業者に意向確認など、導入の可能性を検討してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 施設建設した後の運用に係る費用、これが結構膨大な金額でそれぞれの市町村の財政を圧迫しているという話を聞きます。そうするとその運営を踏まえた上で、現時点でB T O方式を検討されるということは非常に重要なことであり、今後、前向きにその結論が出るように、我々も期待したいと思います。

次に、4ページ目、東光スポーツ公園整備事業につきまして質疑いたします。東光スポーツ公園整備事業との整合性と明記されておられますが、基本構想では、計画内容を精査しながら事業を促進というふうに記述があります。現時点で、東光スポーツ公園について、具体的にどのような施設の建設というものを想定しておられるのか、お示しく下さい。

○星土木部公園みどり課長 東光スポーツ公園の複合体育施設につきましては、平成28年度に見直しを行った複合体育施設に関わる基本計画において、武道館、体育館、小体育館から成る施設として計画しており、そのうち体育館は、バスケットコート3面が設置可能な面積約2千860平米、天井高12.5メートル以上の高さを確保する施設の建設を計画しております。複合体育施設は、武道館については令和2年から供用開始しておりますが、体育館、小体育館については東光スポーツ公園整備の事業認可期間である令和12年度までの整備を目指しているところであります。複合体育施設を整備することにより、資料本編9ページにありますように、花咲アリーナの機能と併せ、全国大会などの大規模大会への対応がより図られるようになるものと考えております。

○高橋ひでとし委員 東光スポーツ公園、現時点の計画によれば、花咲スポーツ公園に設置予定のアリーナ等々含めてですね、全国大会規模の大会を旭川で開催することができるようになります。これは非常に重要な要素ではないかなというふうに思います。他方で、その整合性というものを考慮するならば、ざっくり言えば同じものを幾つもつくる必要性というものもないということになるのではないかと考えます。財政上の余裕というのも、旭川市には決してあるとは言えない状況にあります。東光スポーツ公園は、花咲スポーツ公園とは違った、また趣の違った施設を造ることを、整合性というものを考慮するのであれば、それを考えるべきではないかと思えます。旭川市におきましては高校野球北海道大会の聖地であるということ、それから、さきにお伝えした、慶應義塾体育

会野球部が夏合宿を実施していて、市内の野球人口というのも非常に多いということを考慮すれば、野球に使用可能な施設の設置こそ検討すべきではないかと私は考えます。そして、冬の期間、雪に覆われる旭川の特殊性というものを考慮するならば、冬でも自動車の大規模展示会等のイベントにも利用可能なドーム型の、野球やサッカーなどへの使用が可能な施設、例えば、札幌のつどーむとか、秋田県大館市の大館樹海ドームなどを参考にした、ドーム型の施設の建設も検討すべきではないかと考えます。この点に対する担当部局の見解をお示してください。

○星土木部公園みどり課長 東光スポーツ公園複合体育施設は、花咲スポーツ公園の総合体育館だけでは各種大会の実施要望に応えられていない状況を踏まえ、現在の花咲の総合体育館と東光の複合体育施設の2施設で、市内の利用ニーズを受け入れることを想定し、各種スポーツ団体からの意見を伺いながら、その機能の必要性を改めて確認し、平成28年度において、武道館、小体育館、体育館を段階的に整備していく方針を定め、具体的な施設の規模や機能について、基本計画の見直しを行っております。しかし、見直し時においては、本構想で示している花咲スポーツ公園総合体育館への新たな機能導入については考慮されていないことから、花咲スポーツ公園の新アリーナ基本計画を策定することとなった場合には、その内容を確認しながら、東光スポーツ公園基本計画の内容も精査するなど、互いに整合性を図りながら事業を進める必要があると考えており、双方の施設が補完し合いながら、それぞれの施設の機能や役割が明確となるよう、検討を進めるとともに、必要に応じ、現在定めている機能の見直しについても検討してまいります。

○高橋ひでとし委員 東光スポーツ公園の計画時において、花咲スポーツ公園の新たな機能導入については考慮されていなかったということです。それで、それを踏まえた上で、再度、東光スポーツ公園についても検討していくということで、非常にこの点につきましても、今後の旭川市政の中で重要なことであるというふうに考えます。特に、ドーム型、私個人としては、やはり野球に使ってもらいたいという、冬に野球ができなくて困っている子どもたちがいっぱいいるので、ぜひ、そういうものもできるような、そういう施設を造っていただきたいということを強く願ひまして、私の質疑を終わります。

○菅原委員長 他に御発言はございますか。

○石川厚子委員 花咲スポーツ公園再整備基本構想について報告があり、今、高橋ひでとし委員から質疑もあったところですが、私のほうからも何点か質疑させていただきます。

初めに、この基本構想と、昨年9月に報告がありました花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースとの関係性についてお尋ねします。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースにつきましては、庁内関係課長と株式会社コンサドーレによる検討会議でありまして、昨年9月に検討結果を報告書として取りまとめたものであります。この報告書を踏まえまして、関係部局による検討を進め、市の意思として取りまとめたものが、今回の花咲スポーツ公園再整備基本構想（素案）でございます。

○石川厚子委員 基本構想は市の意思との答弁でしたね。確かタスクフォースでは、新アリーナの設置場所として、A案、B案、C案というふうに具体的に示されていたと思うんですよね。基本構想にはそういうところはないですね。一方、具体的に数字で示されている部分もあるんですよね。例えば、この8ページなんですけれども、東光スポーツ公園複合体育施設との役割分担の市民ニー

ズへの対応というところで、これ、一番左側のグラフなんですけれども、134%、市民利用ニーズ466日に対して、受入れ可能日数が347日ということで、市民ニーズが受入れのキャパをオーバーしているということだと思っんですよ。それをこの右に行くと同担すると。花咲スポーツ公園と東光スポーツ公園で同担した結果、花咲のこのメインアリーナでは、このグレーのところ、丸で囲んでありますけれども、161日分の空きが出るということだと思っんですよね。東光スポーツ公園も67日分の空きが出るということだと思っんですけれども、これほどのこの空き状況というのは必要なのでしょうか。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 8ページの中段でございますグラフの空き部分につきましてですが、市民ニーズを踏まえまして、花咲と東光の両体育館に割り振った場合の空きを示してございます。これにつきましては、そのまま空けておくのではなく、その部分をこれまで使用できなかった市民利用ですとか、興行に利用することで、市民スポーツの推進や、プロフィットセンターとしての利活用につなげる可能性があるということを示しているものでございます。

○石川厚子委員 興行ですとか、これまで制限されていた市民利用に使用するということでしたね。続いて9ページ一番下の表なんですけれども、これ見ますと、今日の道新にも花咲の新アリーナは5千人規模というふうに報道されておりましたけれども、花咲のメインアリーナが2千200平米、東光スポーツ公園の体育館は、今、高橋ひでとし委員の質疑への答弁にもありましたように、2千860平米ですか。東光のほうが広いんですよね。ということは、花咲が5千人規模であれば、東光スポーツ公園にも5千人規模の体育館を設置する、そういったことでよろしいのでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 東光スポーツ公園の複合体育施設、体育館についてですけれども、こちらにつきましては、基本計画の中で、体育館、小体育館、武道館を段階的に整備するというふうに定めており、現計画においては、こちらの体育館というのは、市民のスポーツ活動がゆとりを持って行える規模というのを確保して、床面が2千860平米で、観客席は競技実績などから固定席を約2千席、仮設席も含めて約5千席を確保するというふうに計画ではしております。

○石川厚子委員 今、答弁にありましたように、花咲スポーツ公園のほかにも、この東光スポーツ公園にも、5千人規模の体育館を整備する予定ということですよ。確かにこの新しい施設が建つということは、市民にとっても喜ばしいことだとは思っんですよ。この旭川家具もふんだんに使った新庁舎も建設できて、市民の方に喜ばれているとは思います。しかし、これからこの償還も始まってまいりますし、そのほかにも、文化会館の建て替えですとか、ごみ処理施設ですとか、大規模事業がこの旭川市においてはめじろ押しなんですよね。そんな中で、この旭川市の財政力を考えたときに、5千人規模の体育館が2つも必要なのでしょうか。

○松田観光スポーツ交流部スポーツ課長 東光スポーツ公園の体育館につきましては、今、申し上げましたように、固定席で2千席程度で、移動席、仮設席合わせて3千席程度で、合わせて5千席程度としております。花咲スポーツ公園のアリーナにつきましても、プロスポーツですとか興行に利用するためにも、規模として5千席以上が必要としております。いずれの施設に対しましても、常設で5千席ということではなくて、固定席で2千から3千席と考えておりますし、こうした規模は函館市ですとか、帯広市のアリーナでも同様のものがございます。お配りした資料の9ページの下段、下のほうにある整備スケジュールでございますけれども、花咲スポーツ公園のアリーナにつきましては今後、設置場所や規模、機能について詳細な検討を進めてまいりますし、併せて東光スポ

ーツ公園につきましても、花咲スポーツ公園との役割分担をさらに整理するよう検討してまいります。

○石川厚子委員 今言われました、この整備スケジュールですか、これを見ますと、新アリーナの供用開始が2030年ということで、ヴォレアス北海道がSVリーグ入りを目指す時期とぴったり一致するわけなんですけれども、この財源の問題だけでなく、以前にも指摘したんですけれども、公共施設等総合管理計画の施設再編計画では、延べ床面積の8.3%の縮減を目指しているわけなんですよね。そこへ土木部も、観光スポーツ交流部の計画があるから、その計画は見直さないんだよって言うふう言うのであれば、ほかの施設、例えば、学校統廃合を加速化させるとか、そういうことが起きることも懸念します。やはりこの5千人規模の、いろいろ言われましたけれども、5千人規模入るのは間違いのないですよ。その体育館が2つも旭川市において必要なのかということは、再度、検討していただきたいということを述べまして、私のこの点についての質疑を終わらせていただきます。

○菅原委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構でございます。

次に、(2)市営住宅における単身世帯向け住戸数の適正化に向けた試行の実施について、理事者から報告願います。

○中野建築部長 このたび市営住宅における単身世帯向けの住戸数の適正化に向けて、単身世帯向けの入居要件を緩和することとしましたので報告いたします。

これまで単身世帯向けの市営住宅への入居については、面積が55平方メートル以下の住居に限り募集してきたところですが、近年、単身世帯の応募が増加しており、その応募倍率が家族世帯の4倍に上るなど、入居機会に大きな格差が生じているところでございます。このため、今般、試行的に、単身世帯向けの住戸面積について、その制限を撤廃し、応募倍率の均衡を図ろうとするものでございます。今回の試行による市営住宅の募集は、募集期限を本年2月20日までとしている令和5年度第4回定期募集から、令和6年11月に予定している令和6年度第3回定期募集までの4回の定期募集のほか、その後に予定している随時募集により、令和7年2月まで実施することといたします。この間の試行により、家賃が割高な3LDKなど、床面積の広い住戸への単身世帯の応募状況や、全体的な応募倍率の変化などを検証し、その後の本格適用に向けて詳細を定めてまいります。

報告は以上であります。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、(3)除排雪等の状況について、及び(4)排雪作業における事故の発生について、理事者から報告願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 除排雪の状況について御報告申し上げます。資料をお配りしており

ます。

初めに、気象状況でございます。今シーズンの気象状況につきましては、シーズン当初から比較的穏やかな状況が続きまして、12月10日には積雪がゼロセンチとなりましたが、12月中旬以降、過去20年間で最大となる1週間で102センチの大雪や、12月27日には、12月の積雪深の最高値79センチを記録する降雪に加えまして、ざくざく路面の発生により状況が一変し、道路脇の大きな雪山による道路状況の悪化など、これまでにない大変な、厳しい状況になったところでございます。

次に、除雪及び排雪の作業状況でございます。除雪の作業状況といたしましては、1月14日時点ではありますが、市内全域で実施した車道除雪の回数が5回、歩道除雪の回数は7回となっております。排雪作業といたしましては、12月18日から30日までに幹線道路の1回目の排雪作業を完了しております。年明け後も、早期に道路状況の改善を図るため、予定を前倒しして、排雪作業を進めているところでございまして、完了時期は、2回目の幹線道路の排雪作業は1月下旬まで、1回目の生活幹線道路及び生活道路の排雪作業は2月10日までとしている完了予定を前倒ししまして、1月末を目途に完了を目指しているところでございます。

続きまして、気象状況等への対応の状況でございます。(1)12月中旬の大雪への対応であります。記録的な降雪に伴う連日の除雪作業により、バス路線など幹線道路の幅員が減少したため、12月18日からバス路線を優先しながら、幹線道路や一部交通量の多い生活幹線道路の排雪を順次実施したところでございまして、一部幹線道路においては、排雪実施までの間、拡幅除雪を実施し、幅員の確保に努めたところであります。また、(2)12月下旬のザクザク路面への対応でございますが、12月中旬の短期間でまとまった降雪に加えまして、細かく締めりづらい雪質だったことが影響しまして、26日から全市的にざくざく路面が発生、さらに、翌27日には31センチの降雪がございまして、路面状況が悪化したことから、新雪除雪やざくざく路面の処理を30日まで継続して行い、改善に努めたところでございます。次に、(3)年明けの排雪作業の前倒しや小中学校の始業式に向けた対応であります。狭くなった道路の改善や、1月15日の始業式に向けまして、通学児童が集中する学校周辺の排雪を前倒しして、1月3日から13日にかけて実施し、14日の夜には、全市一斉の歩道除雪を実施したところでございます。

今シーズンにおきましては、短期間の集中降雪など、非常に厳しい状況が続きまして、オペレーターの確保など実施体制を整えまして、24時間体制で、年末年始を含め、除排雪作業を実施してきたところでございますが、市民の皆様から、改善要望も12月末までで約4千600件と、厳しい声を多く受けているところでございます。1月14日時点の排雪作業の完了は、生活道路で約3割となっております。この時期としては、昨年と同様の進捗ではございますが、多くの市民の皆様にご不便をおかけしておりますことから、1日でも早く、排雪作業が完了するよう、その時々々の気象状況を把握しながら、今後も、1日300台以上の排雪ダンプを確保するなど、今取りうる最大限の体制で、その状況に応じた除排雪作業に全力で取り組んでまいります。

以上、除排雪等の状況について御報告いたします。よろしくお願いたします。

続きまして、排雪作業における電線切断事故について御報告申し上げます。

本件は、令和6年1月20日午前5時20分頃、東光27条8丁目、総合防災センター前の市道におきまして、中央地区ほか総合除雪維持業務委託の受託者である、共同企業体の構成員の排雪運

搬車両が荷台を上げたまま走行したことによりまして、案内標識や電柱が折損し、電話線などを切断する事故が発生したものでございます。この事故によりまして、防災センターの通信回線が一時的につながりにくくなったことから、消防本部と連携を図りながら、通信回線の早期復旧に努めまして、同日18時頃復旧したところでございます。

今後、このようなことがないよう、除雪企業体での現場の安全管理の徹底や、オペレーターなど関係者による緊急安全大会の開催など、再発防止に向けて早急に取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構でございます。

次に、2、上下水道事業に関する事項についてを議題といたします。(1)水道事業・下水道事業後期財政計画(素案)に対する意見等の募集結果について、及び(2)旭川市下水処理センターほか運転管理業務に係る契約について、理事者から報告願います。

○沖本上下水道部長 初めに、水道事業・下水道事業後期財政計画(素案)に対する意見等の募集結果について御報告させていただきます。

まず、財政計画について御説明いたします。水道局では、水道、下水道事業の将来の方向性を示す基本的な指針として、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とする旭川市水道・下水道ビジョンを策定しております。ビジョンの実現に向け、12年間をさらに4年ごとに分け、前期、中期、後期とし、実行計画として各期の財政計画を策定することとしており、今年度で中期財政計画の期間が終了することに伴い、令和6年度から9年度までを計画期間とする後期財政計画を策定するものでございます。この後期財政計画の策定に当たり、広く市民の皆様にご意見を聞くために、意見提出手続を実施いたしましたので、その結果について御報告をさせていただきます。それでは、お手元にお配りしました、「水道事業・下水道事業後期財政計画(素案)」に対して寄せられた御意見等と旭川市水道局の考え方を御覧ください。

意見提出手続は、令和5年10月27日から11月27日までの1か月間にわたって実施し、個人の方から2件の御意見をいただきました。意見の内容といたしましては、2件ともに下水道施設の更新に関するものと、下水道の普及拡大を求めるものとなっております。おおむね本計画の記載内容に沿うものと受け止めさせていただいたところでございます。

なお、意見提出手続の結果につきましては、意見提出者へ回答するとともに、ホームページや市政情報コーナーなどで公表をしております。また、後期財政計画の策定につきましては、令和6年度予算案により調整を行ったものを財政計画案とし、2月の経済建設常任委員会で御説明した後、今年度末をめどに策定をしたいと思いますと考えております。

次に、旭川市下水処理センターほか運転管理業務に係る契約について御報告いたします。お手元に資料を配付しております。御覧ください。

まず、経過についてでございます。本業務は、昭和56年度の下水処理センター供用開始時から、部分的に民間委託を導入し、その後、コスト縮減に係る検討を重ね、平成20年4月から包括的民間委託を導入しているところでございます。このたび、現在契約している管理業務に係る契約が令

和6年3月31日で契約期間の満了を迎えることから、令和6年4月1日以降の管理業務について契約を行ったものでございます。

次に、業務概要についてでございます。下水処理センターや亀吉雨水ポンプ場、旭神汚水中継ポンプ場や市内42か所のマンホールポンプ及び2か所の流量計室の運転管理業務、場内管理業務、点検整備業務、法定点検ほか業務を包括したものでございます。

運転管理業務は、場内の設備点検、運転操作、水質試験、重油や薬品などの購入を行う事務管理、建物点検を行う施設管理、環境測定となっております。場内管理業務は、汚泥の場内運搬や場内通路の管理などが含まれます。点検整備業務は、汚泥焼却設備の点検整備を行う業務でございます。法定点検業務は、ボイラー、受水槽、消防設備など、法令により義務づけられている設備の点検を行う業務でございます。

履行期間につきましては、令和6年4月1日から令和10年3月31日まで、入札方法につきましては、条件付き一般競争入札の総合評価落札方式で行っております。入札日は令和5年11月7日、落札決定日は令和5年11月30日、契約日は令和5年12月4日でございます。

また、設計金額と入札金額につきましては、設計金額、税込み69億8千438万4千円に対して、入札金額、税込み68億4千200万円で落札率は98%となり、契約者は株式会社テクノス北海道、入札参加者は1者でございました。

以上が旭川市下水処理センターほか運転管理業務に係る報告でございます。よろしくお願いたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

○石川厚子委員 ただいま、下水処理センターほか運転管理業務に係る契約について報告がありました。私、昨年、3定の補正委員会でも質疑させていただいたんですけれども、この次期委託費用の内訳、現委託費用との差額及び増加率について、まずお示しいただきたいと思います。

○黒川下水処理センター所長 旭川市下水処理センターほか運転管理業務の設計額の内訳について御説明させていただきます。

まず、運転管理業務費につきましては、次期委託費が約64億200万円、今期委託費が50億100万円となり、差が14億100万円の増、増加率は約28%の増になります。また、運転管理業務費に含まれます薬品費につきましては、次期が約13億2千300万円、今期が約8億1千500万円となり、差が5億800万円の増、増加率は約62%の増となります。場内管理業務は、業務の一部見直しを行った結果、次期が約1億2千100万円、今期が約1億2千300万円となり、差が200万円の減、増加率は約2%の減でございます。監視設備保守点検業務は、次期委託から別発注としましたので、約9千700万円の減となります。焼却設備に関わる点検整備業務は、次期が約3億8千万円、今期が2億500万円であり、1億7千500万円の増、増加率は約85%の増でございます。法定点検ほか業務につきましては、次期が約8千100万円、今期が5千600万円であり、2千500万円の増、増加率は約45%の増でございます。設計全体としましては、次期が約69億8千400万円、今期が54億8千200万円となり、差が15億200万円の増で、増加率は27%の増でございます。

○石川厚子委員 今、詳しく、増加金額及び率について示していただきましたけれども、この委託費用の運転管理業務に含まれる薬品費が62%も増えておりますが、この積算根拠について示して

いただきたいと思います。

○黒川下水処理センター所長 薬品費の増加につきましては、物価上昇に伴います物価単価の上昇と、新焼却炉に使用する薬品量の増加が主な原因でございます。また、積算根拠につきましては、今後4年間の物価上昇を考慮し、価格調査を専門に行う第三者機関に委託を行い、運転管理に使う薬品の価格調査の上、積算単価を策定したものでございます。

○石川厚子委員 今、この薬品費のうちなんですけれども、次亜塩素酸ナトリウムについては、1キロ当たり幾らになったのか。また、総額では幾らになったのでしょうか。

○黒川上下水道部下水処理センター所長 次亜塩素酸ナトリウムの単価につきましては、今期が1キログラム当たり税抜62.0円から、次期は82.4円となり、設計額での総額につきましては、今期は税込み約1億200万円で、次期につきましては、税込み約1億3千300万円となります。

○石川厚子委員 水道局では浄水場の委託も行っており、そこでも次亜塩素酸ナトリウムを使用しているというふうに聞いております。浄水場での次亜塩素酸ナトリウムの価格は幾らなのでしょう。また、下水処理センターと価格が違うというのであれば、その理由についてもお聞かせください。

○黒川下水処理センター所長 浄水場で使用しております次亜塩素酸ナトリウムの令和5年度の単価は、1キログラム当たり税抜66.5円となっております。委員御質問の薬品の単価の違いにつきましては、旭川市下水処理センターほか運転管理業務の薬品の単価は令和6年度から9年度までの物価上昇を想定した4年間の平均単価であり、浄水場の薬品単価は令和5年度当初に単価契約を行った契約単価という違いになっております。単価で比較することは難しいと考えております。

○石川厚子委員 単純に比較することは難しいということでしたけれども、この下水処理センターでは82円40銭なんですよね。それが浄水場では66円50銭とのことなので、15円90銭も違うということについては、疑問に感じずにはられません。

この平成20年度に包括的民間委託を導入してから、この応札者が、最初は5者あったのが、その次は2者になり、そのあと1者、1者、1者というふうに、3期続けて、1者しか応札してきていないわけなんですよね。結果的に同じ業者が請け負う状況が続いているということは、どのように受け止めますか。また、この常態化をどうやって打開していくおつもりなのか、併せてお答えください。

○黒川下水処理センター所長 入札参加が1者だったことに関しましては、入札参加資格は履行期実績を有することなど、必要最低限の条件としており、道内にも参加資格を有する事業者は複数存在していることから、競争性が確保される状況であるとは考えておりますが、結果的には、1者の入札となったところでございます。他の事業者が入札に参加しなかった要因でございしますが、下水道施設の維持管理業務を受託するに当たっては、新たな有資格者や維持管理経験のある職員を一定数確保することが必要になり、人手不足の中、人材の確保が難しくなっていることなどが原因の一つになっているのではないかと考えております。入札参加につきましては、今回結果として1者になったのですが、今後は委託業者と協力しながら、これからの4年間の業務を適正に履行する中で、令和10年度以降の委託業務に向けて、評価、検証を行ってまいります。

○石川厚子委員 国土交通省の方針として性能発注方式を前提とした包括的民間委託を推進することなんですけれども、この分離分割発注ということも検討すべきなのではないのでしょうか。

○**沖本上下水道部長** 本市が行っております包括的民間委託でございますけれども、これは厳しい財政状況の中、持続可能な下水道事業の実現のために、サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫を生かした効率的な維持管理を行うために、国土交通省からのガイドラインや通達を受けて、平成20年度から本市では導入したものでございます。今回の業務を発注する前には、これまでの委託内容について評価、検証を実施し、分離が可能なものは分離を行うなど、適正な委託内容になるよう努めたものでございます。

今後は、新たな業務委託を適正に実施することはもとより、令和10年からの委託に向けて、コストへの影響や業務の円滑化、また、国の動向や他都市の状況なども考慮し、評価、検証を実施する中で、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○**石川厚子委員** 先ほどの答弁では、監視設備保守点検業務は、次期委託から別発注にしたということですね。これ、別発注しようと思えばできるということなんですよ。薬品費についても、浄水場の薬品は、水道局が直接購入しているというふうに聞いています。浄水場と下水処理センターでは、次亜塩素酸ナトリウムの単価が16円近く違うわけなんですから、この部分、この薬品費の部分についても、この包括的民間委託から切り離すということも検討すべきではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○**沖本上下水道部長** 薬品費を包括的民間委託から外したほうがいいのかということでございますけれども、先ほど来、ちょっとセンターの所長のほうからも、私のほうからもちょっとお答えさせていただいておりますけれども、今回の業務委託を進めるに当たって、やはり、これまでやってきた業務がどう適正だったのかということで、評価、検証をちょっとさせていただきました。業務の評価、検証の中で、昨年お話しさせていただいたんですけれども、外せるものは外すような形ということで考えさせていただいたときに、薬品については、やはり臨機に調達するということが包括的な民間委託の場合は必要だろうということで、そのままさせていただいた経過がございます。先ほどもお話しさせていただいたんですけれども、現在、令和6年度から令和9年度までの包括的民間委託というのはこの形で発注されておりますので、今後は、先ほどもお話ししたところにちょっと変わってしまうんですけど、様々なことを考慮して、全体、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○**石川厚子委員** 総合的に検討するって言われても、どう検討するのかちょっとぴんときないんですけども、ただ、浄水場では直接水道局で購入しているなら、私はなぜ、この下水処理センターでできないのかなというのがちょっと疑問なんですよね。ただ、今回はこうやってもう契約も終わってしまったんで、これから変更するっていうのは確かに難しいとは思いますが、69億円の事業ですから、決して規模の小さい事業ではないわけですから、この4年間の間で、本当に次の委託をどうするのか、分離分割がいいのではないかと、薬品費については外したらいいのではないかと、もう一度本当に真剣に検討していただきたい。そのことを述べまして、質疑を終えさせていただきます。

○**菅原委員長** 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○**菅原委員長** なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時53分